

## 社会福祉法人西益田福祉会理事長及び監事報酬並びに費用弁償規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西益田福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事長及び監事の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額の決定)

第2条 この法人の理事長及び監事の報酬は、別表第1のとおりとする。

### (費用弁償)

第3条 この法人の理事長を除く役員及び評議員にその職務に要する費用を別表第2のとおり支給する。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）をこの法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

### (報酬等の支給日)

第4条 理事長の報酬（旅費を除く。）は、毎月5日に支給するものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日又は前々日若しくは翌日に支給するものとする。

2 監事の報酬は、監査等勤務した日に支給する。

3 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支給するものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

別表第1

職 種	報 酬 額	備 考
理事長	85,000円	月 額
監 事	5,000円	日 額 (監査等勤務した日に支給)

別表第2

職 種	報 酬 額	備 考
理事長を除く役員 及び評議員	2,000円	会議等出席1回につき